厚生労働大臣の定める掲示事項

明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

生活習慣病管理料について

糖尿病・高血圧・脂質異常症のいずれかで通院している患者様に算定します。患者様には治療を行う上で、個々に応じた日常生活の目標や医師からの指導内容などが記載された「療養計画書」を作成し、署名（サイン）をいただく必要があるためご協力のほどよろしくお願いします。

医療DX推進体制整備加算について

当院は医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。

・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。

・マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

・電子処方箋や、電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。

投薬について

当院では、患者様の状態に応じ、●28日以上の長期処方を行うこと　●リフィル処方せん※を発行すること　のいずれも対応可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者様の症状に応じて、担当医が判断します。

※リフィル処方せんとは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大３回まで反復利用できる処方せん**です。

十日町市国民健康保険松之山診療所